

石垣市職員倫理条例運用状況報告

この条例は、職員の職務の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的としています。

職員倫理に関する運用状況について報告いたします。

【期間：令和4年2月1日～令和5年1月31日】

1. 倫理条例等の周知及び保持等に関する施策について

(1) 令和4年2月10日

石垣市長選挙及び石垣市議会議員補欠選挙における
職員の服務規律の確保について（通知）

(2) 令和4年2月28日

綱紀の厳正な保持について（通知）

(3) 令和4年4月4日

職員の「身だしなみ」について（通知）

(4) 令和4年4月18日

職員の連休における厳正な服務規律の確保等について（通知）

(5) 令和4年6月8日

参議院議員通常選挙における職員の服務規律の確保について（通知）

(6) 令和4年7月29日

職員の厳正な服務規律の確保等について（通知）

(7) 令和4年8月22日

沖縄県知事選挙及び石垣市議会議員一般選挙における職員の
服務規律の確保について（通知）

(8) 令和4年11月21日

綱紀の厳正な保持について（通知）

(9) 令和4年12月1日

職員の懲戒処分及び綱紀の厳正な保持について（通知）

(10) 令和4年12月20日

職員の年末年始における綱紀の厳正な保持について（通知）

以上、職員の綱紀粛正及び服務規律の確保等については、機会あるごとに注意を喚起し、周知徹底を図っており、通知においては、倫理条例の概要と届出事項について周知を図っております。

2. 石垣市職員倫理審査会

令和5年2月8日（水）午後2時 ・ 会議室6